

# 現 場 説 明 書

1 工事名 追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事  
2 監督員 上下水道局技術部下水道施設課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

契約の保証

要

不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書  
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等  
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書  
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券  
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

前払金

する

しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

中間前払金

する

しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

部分払

する(回以内)

しない

### 6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

- (1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度( 年度)	— %	支払限度額・請負金額の — %
第2年度( 年度)	— %	支払限度額・請負金額の — %
第3年度( 年度)	— %	支払限度額・請負金額の — %

- (2) 各会計年度における請負代金の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

ア 請負代金内訳書	要提出(契約締結後 7 日以内)
イ 工 程 表	提出不要
ウ 着 手 届	要提出(契約締結後 7 日以内)
エ 現場代理人及び主任技術者等届	着手後 5 日以内に提出すること。
オ 下請負関係書類	契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出する 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 ・施工体制台帳 ・施工体系図 ・再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）
カ 直 営 工 事 届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは、監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

### (8) 火災保険等の関係

火災保険その他の保険の付保条件	あり	なし
-----------------	----	----

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報 <工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## 9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。

なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。

- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

## 11. 施工計画書の提出について

### (1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事

イ 契約後、直ちに現場着手をする等の緊急工事

ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

### (2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載(別表)のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

### (3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

### (4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

## 12. ワンデーレスponsの取り組みについて

### (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスponsに取組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

### (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

## 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が隨時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

## 14. 下請負者について

### (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

### (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

## 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 16. 技術的事項について（別紙）

# 追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事

## 特記仕様書

# 第 1 章 総 則

## 第1節 総 則

- § 1 本工事は、追浜浄化センター沈砂池機械室に設置してある沈砂池機械設備を更新するものである。
- § 2 本工事の一般事項は、地方共同法人日本下水道事業団編著（一般財団法人下水道事業支援センター発行）の「機械設備工事一般仕様書」（令和2年度版）、「機械設備標準仕様書」（令和2年度版）及び「下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編」（令和2年度版）に準拠すること。

## 第2節 しゅん工期限（工期）

- § 1 本工事の工期は、令和4年3月15日までとする。

# 第 2 章 設 備 概 要

## [沈砂池機械設備]

### 第1節 除じん設備

- § 1 連続式自動除じん機（No.2 細目自動除じん機） 1基

### 第2節 沈砂処理設備

- § 1 集砂装置（No.2 集砂装置） 1池

- § 2 水中揚砂ポンプ（No.2 揚砂ポンプ） 1台

- § 3 沈砂分離機 1台

### 第3節 搬出設備

- § 1 沈砂貯留ホッパ（沈砂ホッパ） 1基

### 第4節 付帯設備

- § 1 鋼製架台類 1式

- § 2 配管・ダクト設備 1式

- § 3 合成木材製覆蓋 1式

### 第3章 施工範囲の概要

#### 第1節 機器設備等

§ 1 「第2章 設備概要」に示すもので、詳細は工事設計書（内訳書）及び本特記仕様書に記載するものである。

#### 第2節 撤去工事

##### § 1 機器設備

1. 以下の既設機器を撤去すること。

名 称	型 式	数量	仕 様
No. 2 細目自動除じん機	ダブルチェーン式 前面かき揚げ型	1	W1.5m×H3.0m 目幅 20 mm×1.5kW 参考重量： 8.3t/基
No. 2 沈砂かき揚げ機	ダブルチェーン式 バケットコンベヤ	1	W1.5m×H3.5m×L14.4m 2.2kW 参考重量： 8.0t/基
No. 1 沈砂搬出機	ダブルチェーン式 トラフコンベヤ	1	機長 11.1m(水平) × 1.2m(垂直) 2.2 kW 参考重量： 7.5t/基
No. 2 沈砂搬出機	ダブルチェーン式 トラフコンベヤ	1	機長 15.2m(水平) × 1.2m(垂直) 2.2 kW 参考重量： 9.6t/基
No. 3 沈砂搬出機	横桟, 耳桟付 ベルトコンベヤ	1	機長 7.2 m(水平) × 13.5m(垂直) 3.7 kW 参考重量： 10.2t/基
沈砂ホッパ	電動カットゲート式	1	3.0m <sup>3</sup> 0.75kW×2 参考重量： 4.5t/基
空気圧縮機	圧力開閉式	1	600L/min×9.5kgf/c m <sup>2</sup> 5.5kW 参考重量： 0.2t/台
手動式チェーンブロック	ギヤードトロリ付	1	容量：3.15t 揚程：10m 参考重量：0.09t/基

§ 2 鋼製架台類

1. 以下の既設鋼製架台類を撤去すること。

名 称	設置場所	主寸法	材 質	数量	備考
No. 2 細目自動除じん機 点検歩廊	沈砂池機械室	図面参照	SS400	1 式	
No. 2 沈砂かき揚げ機 点検歩廊	"	"	"	"	
No. 2 沈砂搬出機 点検歩廊	"	"	"	"	
No. 3 沈砂搬出機 点検歩廊	2階ホッパ室	"	"	"	
グレーチング	1階ホッパ室 2階ホッパ室	"	"	"	
No. 2 沈砂池覆蓋	沈砂池機械室	"	"	"	
排水ピット覆蓋	"	"	"	"	
ホイストレール	"	"	"	"	X2～X4 Y5-Y6 間
排水トラフ	"	"	SUS	"	No. 2 沈砂搬出機 用

### § 3 配管・ダクト設備

1. 以下の既設配管・ダクト設備を撤去すること。

配管名	材質	口径	施工範囲	備考
洗浄水管	SGPW	20A～80A	既設取合部～ 既設取合部 No. 2 細目自動除じん機 No. 2 沈砂かき揚げ機 No. 1～3 沈砂搬出機	
ドレン管	SUS304TP Sch20S	100A	No. 3 沈砂搬出機～ 排水ピット	
ホッパ排水管	SUS304TP Sch20S	100A	沈砂ホッパ集水槽～ 既設取合部	
エアブロー配管	SGPW SUS304TP Sch20S	20A～32A	空気圧縮機～ No. 2 細目自動除じん機 No. 2 沈砂かき揚げ機 No. 2 沈砂搬出機	
仮設管	SGP	150A, 200A	揚砂管取合部～ 排水管取合部	
脱臭ダクト	VU	Φ125～Φ200	既設集合管分岐部～ No. 2 細目自動除じん機 No. 2 沈砂かき揚げ機 No. 1～3 沈砂搬出機 沈砂ホッパ	

#### § 4 FRP 製覆蓋

- 以下の FRP 製覆蓋を撤去すること。

名 称	設置場所	主寸法 L × B (m)	材 質	数 量	備 考
FRP 覆蓋	沈砂池機械室	開口寸法 2.0×1.5	FRP	1組	
FRP 覆蓋	"	開口寸法 0.5×1.5	"	1組	

#### 第3節 電気工事との区分

§ 1 沈砂ホッパから現場操作盤までの2次側電気ケーブルの撤去は別途電気工事、据付は本工事とし、現場操作盤から1次側電気ケーブルの撤去・据付は別途電気工事とする。

§ 2 その他機器の1次側電気ケーブルの撤去・据付は、別途電気工事とする。

#### 第4節 基礎等

§ 1 既設機器等基礎の撤去及び設置する機器等の据付工事に要するコンクリート、モルタル打設、金ゴテ仕上げ及びはつり等。

#### 第5節 施工範囲

§ 1 工事施工上必要な水路の止水は、流入側は電動ゲートを使用し、流出側は既設角落し1組にて止水を行う。

### 第4章 その他の

#### 第1節 本市環境マネジメントシステム(Y E S)の取組みについて

§ 1 本市は環境マネジメントシステム(Y E S)による環境方針を掲げ取組みを行っています。局発注の工事においては、建設廃棄物の再生材活用の促進を図り、建設廃棄物処分場の負担を軽減し、地球環境の保護に努めることを目的としています。したがいまして、工事を受注された請負者におかれましては、本市の環境目的をご理解の上、ご協力をお願い致します。なお、社員及び作業に従事するすべての人にも指導し、実行して頂くようお願いします。

- 建設機械は低騒音・低振動の機種を使用して下さい。
- トラック・作業機械は、作業時間以外はエンジンを切るようにして下さい。
- 使用資源の管理、建設廃棄物の管理・処分を環境に配慮して適切に行って下さい。
- 現場内の粉塵の飛散防止に努めて下さい。
- 現場内発生のごみは分別収集し、適切に処分して下さい。
- 取り壊したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は再資源化施設に搬入し再資源化して下さい。廃木材は可能な限り再資源化して下さい。
- 碎石を使用する際は、再資源化施設より購入をして下さい。
- 掘削土砂は速やかに指定された処分場に搬入処理をして下さい。

9. 热帯型枠材を使用せずに代替材を使用して下さい。

#### 第2節 無石綿(ノンアスベスト)化への対応について

§ 1 使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し徹底を図ること。ただし、アスベストの代替化が困難な非建材(ジョイントシート、耐熱材、電気絶縁板等)については、取扱いに十分注意して使用すること。なお、工事期間中、代替品が開発された場合における代替品の使用にあたっては協議のこと。

#### 第3節 工事表示板の設置について

§ 1 請負者は、工事請負金額1,000万円(消費税を含む)以上の工事について、工事請負金額等を表示した工事表示板を設置すること。

#### 第4節 提出書類等について

§ 1 提出書類(契約関係書類を除く)、完成検査時に必要な書類については、下記アドレスの「3施設整備関係書式」を参照すること。

[https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965\\_001.html](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shoshiki/6965_001.html)

#### 第5節 積算金額の端数処理等について

§ 1 本工事の積算基準は、下水道用設計標準歩掛表(令和2年度、公益社団法人日本下水道協会発行)によるが、金額に係る端数処理は、以下のとおりとする。

工事価格・・・・・・・・・・・・・・・万円止め

共通仮設費(率計算)及び現場管理費・・・千円止め

上記以外・・・・・・・・・・・・・・・円止め

なお、本工事の使用単価は令和3年6月1日である。

#### 第7節 ゴム製品等の品質確認等

§ 1 請負者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

#### 第8節 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

§ 1 第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

## 第5章 沈砂池機械設備

### 第1節 除じん設備

#### § 1 連続式自動除じん機 (No. 2 細目自動除じん機)

##### 1. 使用目的

本機は、沈砂池に流入したしさを阻止し、かき揚げるのを目的とする。

##### 2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ダブルチェーン式前面かき揚げ型	
(2) 池寸法	水路幅1,500mmW×深さ3,000mmH	
(3) スクリーン	目幅20mm×取付角度75°	
(4) 速度	かき揚げ 約3.0m/min	
(5) レーキ幅	950mm	(参考)
(6) 駆動装置	3φ×1.5kW×200V×50Hz	(参考)
(7) 数量	1基	

##### 3. 標準仕様書の適用

##### 第2章 第2節 § 4 連続式自動除じん機

##### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 駆動装置屋外カバー 無  
(2) スラブ開口蓋(必要な場合) グレーチング(ゴムシート板付)

##### 5. 特記事項

- (1) 標準付属品の換気扇は不要とする。

## 第2節 除砂機械設備

### § 1 集砂装置 (No. 2集砂装置)

#### 1. 使用目的

本装置は、沈砂池に堆積した沈砂を揚砂ピットに集めることを目的とする。

#### 2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	エジェクタ式集砂装置	
(2) 池 寸 法	1.5m幅×約15.0m長×3.5m深	
(3) ノズル供給圧力	0.15MPa程度	
(4) エジェクタ形状	インナートラフ $\phi$ 150 アウタートラフ $\phi$ 300	
(5) 池底部集砂トラフ数	1列/池	
(6) ノズル供給水量	約2.0m <sup>3</sup> /min・ノズル1個	
(7) 数 量	1 池	

#### 3. 構造概要

(1) 本機は、トラフ、ノズル、集砂管、集砂弁、流量調整弁、支持架台等よりなるもので、沈砂の性状を考慮し、支障なく、沈砂の収集が行える構造とする。

トラフは、インナートラフ及びアウタートラフからなり、集砂中の沈砂撒き上がりを抑える構造とする。

集砂は、沈砂池通水状態で集砂を行うものとする。また、池幅に応じて沈砂池底部を複数のトラフに分け、トラフ毎に分割集砂する。

装置の範囲としては流量調整弁以降を機器とする。

#### 4. 製作条件

(1) 沈砂堆積物により閉塞しにくい構造とする。

#### 5. 各部の構造

(1) 集砂弁は電動ボール弁とし、集砂配管を電動ボール弁で切替えて分割集砂を行う。

(2) 集砂配管は集砂弁を経て各トラフ及び揚砂ピットに配管され、それぞれの先に集砂ノズルを取付ける。

(3) 集砂ノズルは口径40A以上の鋼管を扁平させた形状とし、インナートラフ内に揚砂ピットに向かって配置し、インナートラフ内に水流を発生させる構造とする。

また、揚砂ピットの壁側および揚砂ピット内にも集砂ノズルを配置する。

(4) インナートラフは、アウタートラフ内に設置され、アウタートラフ内に堆積した沈砂をインナートラフ内へ吸い込みながら集砂を行う。

(5) 沈砂池底部はコンクリート製(材令28日 圧縮強度 $18\text{N/mm}^2$ )でトラフに向かって傾斜を設ける。

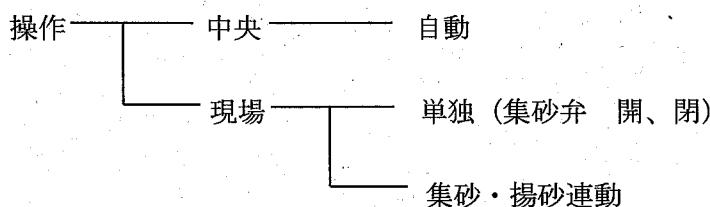
## 6. 使用材料

使用材料は次による。

(1) 集砂ノズル	SUS304
(2) 配 管	SUS304-TP Sch10S
(3) トラフ	SUS304
(4) 配管支持架台(沈砂池内)	SUS304
(5) 配管支持架台基礎ボルト・ナット	SUS304

## 7. 運転操作概要

### (1) 操作



### (2) 連動機器

- 集砂水ポンプ
- 揚砂ポンプ
- 沈砂分離機(排水弁含む)

## 8. 他工事との区分

### (1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用削孔及びその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付部仕上モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。
- 3) 集砂用沈砂池底部の傾斜および揚砂ピットのコンクリートは本工事に含む。

### (2) 電気工事との区分

- 1) 機器の据付けまで本工事とし、電気設備との取合いは集砂弁機付端子台渡しとし、それ以後の配線接続は別途電気工事とする。

## 9. 標準付属品

- (1) 集砂弁(電動ボール弁 単相100V相当) 3個/池
- (2) 流量調整弁(手動ボール弁) 3個/池

## § 2 水中揚砂ポンプ (No. 2 揚砂ポンプ)

### 1. 使用目的

本機は、沈砂池に堆積した沈砂を集砂装置により集砂し、揚砂するものである。

### 2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	水中揚砂ポンプ(気中連続型)	
(2) 口 径	φ 150mm	
(3) 吐 出 量	2.0m <sup>3</sup> /min	
(4) 揚 程	21m	
(5) 電 動 機	22kW	直入れ始動 (参考)
(6) 電 源	3 φ × 200V × 50Hz	
(7) 水中ケーブル長	約10m	
(8) 水 路 深 さ	3.5m	
(9) 台 数	1 台	

### 3. 標準仕様書の適用

第3章 第1節 § 3 水中汚水ポンプ

### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 型式 着脱型式
- (2) 吸込み管 無
- (3) 予旋回槽 無

### § 3 沈砂分離機

#### 1. 使用目的

揚砂ポンプからの沈砂を受け、揚砂水と沈砂に固液分離することを目的とする。

#### 2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	分離槽付スクリュコンベヤ	
(2) 投入水量	約2.0m <sup>3</sup> /min	含砂率5%程度
(3) 处理能力	約2.5m <sup>3</sup> /hr	沈砂量
(4) スクリュ径	φ350	参考
(5) 駆動装置	3φ×2.2kW×200V×50Hz	
(6) 台数	1台	

#### 3. 構造概要

(1) 本機は、分離槽、スクリュコンベヤ、駆動装置等よりなるもので、沈砂の固液分離が支障なく行える構造とする。

#### 4. 製作条件

(1) 本装置は投入される砂及び水の圧力に十分耐えうる構造とする。

(2) 沈砂を効率よく沈降分離し搬出できる構造とする。

#### 5. 各部構造

##### (1) 分離槽

1) 分離槽は、一般構造用圧延鋼板(6mm以上)を溶接及びボルト・ナットで組立てるものとし、水圧に十分耐える水密構造とする。

2) 分離槽は円筒形とし、無終端の旋回流や螺旋流路によって沈砂と水を効率よく分離する構造とする。また、下部から沈砂を容易に搬出できる構造とする。

3) オーバーフローは、200A以上の管又はトラフとし、所定流量を十分に流すことができる口径とする。

4) 排水管は、150A以上の管又はトラフとし、閉塞しない構造とする。

5) 排水管には、電動偏心構造弁(開閉リミットスイッチ、トルクリミットスイッチ、手動開閉機構付)を設ける。

6) 分離槽上部カバーは、鋼板(3.2mm以上)とし、鋼板製点検扉を設ける。また、脱臭ダクト取付用フランジを設ける。

##### (2) スクリュコンベヤ

1) スクリュ軸は、機械構造用炭素鋼鋼管(STKM)製又は圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG)製とする。

- 2) 軸の周辺に高張力鋼板製のヘリコイド状羽根（6mm以上）を溶接し、沈砂を効率よく搬出できる形状とする。
- 3) トラフは、高張力鋼板（9mm以上）により製作する。
- 4) トラフは、溶接及びボルト・ナットで分離槽に固定する。
- 5) スクリュコンベヤ上部カバーには、鋼板（3.2mm以上）製点検扉を設ける。
- 6) スクリュ軸のトラフ取付部は、パッキン等で止水を行うものとする。
- 7) スクリュのスラスト荷重は、スラスト軸受等で受けるものとする。
- 8) スクリュコンベヤの傾斜角度は約30°とする。

#### (3) 駆動装置

- 1) 駆動装置は、電動機直結形遊星歯車式減速機（トルクリミッタ付）を使用する。
- 2) チェーンの張り調節のため、駆動装置据付部にスライドベース又はテンショナーを設ける。
- 3) 動力チェーン(SCM製)には、オフセットリンク（2リンク分）を取り付ける。
- 4) 電動機は、全閉防まつ外被表面冷却自力（屋外）形とする。
- 5) 駆動装置の動力チェーン露出部には、鋼製カバー（2.0mm以上）を設ける。また、鋼製カバーは点検に便利な形状とする。
- 6) 駆動装置の出力軸側スプロケットホイールは、機械構造用炭素製とし、駆動軸側は、特殊鋳鉄製とする。また、歯面は熱処理を施し、耐摩耗性に優れたものとする。
- 7) 駆動装置の過負荷に対する保護は、瞬時要素付過電流継電器及びトルクリミッタにより行うものとする。
- 8) 減速機一体型の場合は2)、3)、5)、6)について、この限りではない。

#### (4) 給油装置

- 1) 各部給油の必要な軸受には、給油しやすい位置にグリスニップルを設ける。

### 6. 使用材料

使用材料は次による。

(1) スクリュコンベヤ羽根	高張力鋼板
(2) スクリュコンベヤ軸	機械構造用炭素鋼钢管(STKM) 又は圧力配管用炭素鋼钢管(STPG)
(3) スクリュコンベヤ前後軸	機械構造用炭素鋼（S20C以上）
(4) スクリュコンベヤトラフ	高張力鋼板
(5) 分離槽	一般構造用圧延鋼（SS400）

### 7. 保護装置

#### (1) 電気的保護装置

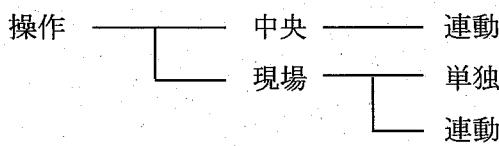
過負荷防止用瞬時要素付過電流継電器（別途電気設備工事）

#### (2) 機械的保護装置

過負荷防止用減速機内蔵トルクリミッタ

## 8. 運転操作概要

### (1) 操作



### (2) 連動機器

揚砂ポンプ

## 9. 他工事との区分

### (1) 土木・建築工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

### (2) 電気工事との区分

電気設備工事との区分は、機器の据付工事までを本工事とし、電気設備工事との取り合  
いは、機器の端子渡しとする。

## 10. 標準付属品（1台につき）

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) アンカーボルト      | 1式 |
| (2) 排水弁（電動偏心構造弁） | 1個 |

### 第3節 搬出設備

#### § 1 沈砂貯留ホッパ（沈砂ホッパ）

##### 1. 使用目的

本機は、沈砂を一時貯留するために設けるものである。

##### 2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	カットゲート式	
(2) 容 量	呼称容量 3.0m <sup>3</sup>	
(3) 電 動 機	3.φ × 0.75kW × 2 × 200V × 50Hz	(参考)
(4) 搬出車との組合せ	2 ton車用	
(5) 数 量	1 基	

##### 3. 標準仕様書の適用

第2章 第6節 § 3 沈砂、しさ貯留ホッパ

##### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

- (1) 開閉方式 電動式
- (2) 設置方式 床置型
- (3) 現場動力制御盤 既設（2台用/1面）：ホッパ盤に機能増設
- (4) ホッパ下部点検歩廊 無

##### 5. 特記事項

- (1) 標準付属品の排出側スカートは不要とする。

## 第4節 付帯設備

### § 1 鋼製架台類

#### 1. 鋼製架台類仕様及び施工範囲

名 称	設置場所	主寸法	材 質	数 量	備 考
No. 2 細目自動除じん機点検歩廊	沈砂池機械室	図面参照	SS400	1式	
揚砂ポンプ用吊上機架台	"	"	"	"	
沈砂分離機点検歩廊	2階ホッパ室	"	"	"	

### § 2 配管・ダクト設備

#### 1. 配管設備仕様及び施工範囲

配管名	材質	口 径	施工範囲	備 考
洗浄水管	SGP-VB	25A～80A	洗浄水管既設取合部～ 洗浄水管既設取合部 2階ホッパ室既設取合部～ 沈砂分離機	
排水管	SGPW	100～200A	沈砂分離機～ 既設排水管取合部 沈砂ホッパ集水桶～ 既設排水管取合部	
集砂水管	SGP-VB	100～150A	既設集砂水管取合部～ No. 2 集砂装置	
揚砂管	SUS304TP Sch20S	100～150A	No. 2 揚砂ポンプ～ 既設揚砂管取合部 2階ホッパ室既設取合部～ 沈砂分離機	

#### 2. ダクト設備仕様及び施工範囲

配管名	材質	口 径	施工範囲	備 考
脱臭ダクト	VU	Φ125～Φ200	既設取合部～ No. 1～3 沈砂池 No. 2 細目自動除じん機 沈砂分離機 沈砂ホッパ	

### § 3 合成木材製覆蓋

#### 1. 覆蓋設備仕様及び施工範囲

名 称	設置場所	開口寸法 L×B(m)	数量	備 考
合成木材製覆蓋(1)	沈砂池機械室	1.3×1.5	1組	配管貫通 $\phi 200 \times 1$ 受枠共
合成木材製覆蓋(2)	〃	1.0×1.5	1組	配管・ダクト貫通 $\phi 100 \times 1, \phi 125 \times 1$ 受枠共
合成木材製覆蓋(3)	〃	1.0×1.5	1組	配管貫通 $\phi 100 \times 1, \phi 150 \times 1$ 受枠共
合成木材製覆蓋(4)	〃	2.0×1.5	1組	配管・ダクト貫通 $\phi 100 \times 1, \phi 125 \times 1$ 受枠既設流用幅 60mm×高さ 60mm
合成木材製覆蓋(5)	〃	0.5×1.5	1組	受枠既設流用幅 60mm×高さ 60mm

#### 2. 標準仕様書の適用

(1) 下水道施設標準図(詳細) 土木・建築・建築設備(機械)編によること。

#### 3. 付属品(受枠共の場合)

(1) 受枠(SUS304、アンカーコンクリート用) 1式

(2) その他必要なもの 1式

#### 4. 特記事項

(1) □400 点検口を1個/組つけること。

## 施工条件明示事項

工事名：追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。また、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
■ 工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期による影響	・追浜浄化センター沈砂池電気設備改築工事(予定期工期:令和4年3月15日)
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等)	
	□ 関係機関等との協議の未成立	
	□ 関係機関等との協議条件による影響	
	□ 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	□ 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	
□ 用地関係	□ 工事用地等の未処理部分	
	□ 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地	
	□ 発注者が借り上げた土地の使用	
	□ 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
□ (公害・周辺環境・排水等)関係	□ 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	
	□ 水替え・流入防止施設	
	□ 濁水、湧水等の処理対策	
	□ 事業損失防止関係	
□ 安全対策関係	□ 交通安全施設等の指定	
	□ 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	□ 落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	□ 交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	
	■ 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	池内作業時は、酸素濃度及び硫化水素濃度を連続測定し記録とともに、換気装置による換気を行うこと。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
□工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用中及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	<input type="checkbox"/> 一般道路の占用	
□仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
■建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	<input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照すること。アドレスは、 <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shosiki/6965_001.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shosiki/6965_001.html</a>
□薬入液関注係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	
□工物事件支障等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	
■その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品	撤去機器等有価物については、自由処分とする。
	<input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	
	<input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定	
	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 部分使用	
	<input type="checkbox"/> 給水の必要	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書	電子納品対象工事とする。電子納品の仕様に関しては、上下水道局「工事完成図書類作成要領」を参照すること。アドレスは、 <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shosiki/6965_001.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6965/shosiki/6965_001.html</a>

				課長	係長	担当者	設計者

(上段：前回 下段：今回)

### 令和3年度 設計積算書表紙(当初)

<支出科目>

款	
項	
目	
節	
細節	
(工事・業務)名	追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事
(工事・業務)箇所	横須賀市浦郷町5丁目2931番地
工期	令和4年3月15日まで
設計金額	( 円 ) ( 補助費 円 、 単独費 円 )
	( 円 )
	円 ( 補助費 円 、 単独費 円 )
	( 円 )
設計概要	連続式自動除じん機 1基 集砂装置 1池 揚砂ポンプ 1台 沈砂分離機 1台 沈砂貯留ホッパ 1基 付帯設備 1式
(起工・変更)理由	令和3年度当初下水道事業計画に基づくものである。

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費								
處理施設工								
機器費								
計				1	式			[機器費]
直接工事費								
輸送費								
材料費				1	式			
労務費				1	式			
複合工費				1	式			
機械経費				1	式			[直接経費]
小計								[直接経費]
仮設費(率)								[仮設費]
小計								[仮設費]
計								[直接工事費]
間接工事費								

# 本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
共通仮設費（率）					式			[共通仮設費]
				1				
準備費（積み上げ）					〃			[共通仮設費]
				1				
小計								[共通仮設費]
現場管理費					式			
				1				
据付間接費					〃			
				1				
計								[間接工事費]
据付工事原価計								
設計技術費					式			
				1				
計								[設計技術費]
工事原価計								
一般管理費等					式			
				1				
計								[一般管理費等]
発生残材額					式			[発生残材額]
				1				
計								[発生残材額]
工事価格								

# 本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

[補助]

## 本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別 細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費					
処理施設工					
機器費					
計	1	式			第1号内訳書 [機器費]
直接工事費					
輸送費					
計	1	式			
材料費					
労務費					
複合工費					
機械経費					
小計					
仮設費(率)					
小計	1	式			
計					[直接工事費]
間接工事費					

[補助]

## 本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
共通仮設費（率）					式			[共通仮設費]
				1				
準備費（積み上げ）					〃			[共通仮設費] 第5号内訳書
				1				
小計								[共通仮設費]
現場管理費					式			
				1				
据付間接費					〃			
				1				
計								[間接工事費]
据付工事原価計								
設計技術費					式			
				1				
計								[設計技術費]
工事原価計								
一般管理費等					式			
				1				
計								[一般管理費等]
発生残材額					式			
				1				
計								[発生残材額]
工事価格								

### [補助]

# 本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

[単独]

## 本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別 細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費					
直接工事費					
労務費		式			第6号内訳書
	1				
複合工費		〃			第7号内訳書
	1				
機械経費		〃			[直接経費]
	1				
小計					[直接経費]
仮設費(率)		式			[仮設費]
	1				
小計					[仮設費]
計					[直接工事費]
間接工事費					
共通仮設費(率)		式			[共通仮設費]
	1				
準備費(積み上げ)		〃			[共通仮設費]
	1				
小計					[共通仮設費]
現場管理費		式			
	1				
計					[間接工事費]

[単独]

## 本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別 細別	数量	単位	単価	金額	摘要
据付工事原価計					
設計技術費		式			[設計技術費]
	1				
計					[設計技術費]
工事原価計					
一般管理費等		式			[一般管理費等]
	1				
計					[一般管理費等]
発生残材額		式			[発生残材額]
	1				
計					[発生残材額]
工事価格					
消費税等相当額		式			
	1				
本工事費計					

第 1 号 内 訳 書

(上段:前回 下段:今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
機器費					
連続式自動除じん機	1	基			No. 2細目自動除じん機
集砂装置	1	池			No. 2集砂装置
水中揚砂ポンプ	1	台			No. 2揚砂ポンプ
沈砂分離機	1	〃			沈砂分離機
沈砂貯留ホッパ	1	基			沈砂ホッパ
計					

第 2 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
材料費					
小配管弁類					
円形ダクト・ダンパ類	1	式			
合成木材製覆蓋	1	〃			
小計					(直接材料費)
補助材料	1	式			[直接材料費]
小計					
計					[補助材料費]

第 3 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
労務費					
設備機械工					
		人			
配管工					
		人			
普通作業員					
		人			
小計					[一般労務費]
機械設備据付工					
		人			
小計					[機械設備据付労務費]
計					

第 4 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

第 5 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

第 6 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

第 7 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

第 8 号 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

## 局独自単価一覽表

上記金額は、局で採用している金額です。

入札者は独自に積算し入札してください。

金額に関する疑義等は原則受け付けません。

採用単価は、参考とし金額を保証するものではありません。